

総務委員会 県外調査活動状況

1 日時 平成22年7月26日(月)～7月28日(水)

2 出席委員(6名)

委員長 鈴木 幹夫

委員 河西 敏郎 渡辺 亘人 石井 脩徳 堀内 富久

樋口 雄一

3 欠席

委員 前島 茂松 武川 勉 小越 智子

○ 調査先

(1) 【北海道庁(道立試験研究機関の地方独立行政法人化について)】

主な質疑

問) 山梨県の場合も県立病院が独立行政法人化された。本県の場合、職員の身分は地方公務員ということになっているが、北海道においては今回、地方独立行政法人の職員となるにあたり意向調査を行ったとのことであるが、どのような結果になったのか。

答) 今回独立行政法人化するにあたり、研究職員がプロパー職員となることを基本とした。事務職員については道からの派遣職員という枠になっている。そういった基本的な枠組みの中で、研究職員については、条例で規定して法人の職員に移行することとしているが、やはり本人の意向を無視するわけにはいかないので、研究職員に対して地方独立行政法人の職員に移行することについて、意向確認をしたところ、9割以上の職員は地方独立行政法人のプロパー職員に移行することになった。

残りの職員については、個人の家庭の事情等もあり、法人へは身分の移行はできないと言うことで、道の職員として残ることとなった。研究職については全て法人へ移行することとなるので、道に残るこの職員については職を変更してもらうこととなった。

問) 組合への対応等、大変な部分もあったかと思う。山梨県の場合も組合と何回も何回も協議をして進めてきたという経過もあるが、北海道の場合もそういう過程を経てきたのか。

答) 正式には、最終的な意思確認は平成21年10月に行った自己申告の際の意向確認ということであるが、その前段、組合の方には簡単に説明したが、20年度、21年度に試験研究機関改革推進室でいろいろな、例えば中期目標であるとか、定款などいろいろなことについて検討する際に、やはり関係部、試験研究機関の職員も構成員となって、試験研究機関改革推進会議というものを設けて、いろいろな課題等について検討したわ

けであるが、その時の会議の資料や開催内容等についての意見をそれぞれの試験研究機関や関係部の方から出すという時には、その都度必ず職員の方にも十分それぞれ説明した上で、何か意見等がある場合は、正式に試験研究機関改革推進室に意見として提出するといった体制をとった。2年間で10回程度試験研究機関改革推進会議を開催したので、会議の資料なり、開催状況を職員の方々に説明し、理解して頂くといった作業を年間通して進めてきた。

問) 第1次産業といたしますか、穀物から野菜から果樹から、あるいは第6次産業を含め、北海道はこれから日本のトップをひた走るのではないのかと思うが、その中で試験研究機関を総合研究機構として設立したということで、ご努力が実った時期かと思う。これからいろいろな評価が始まるのではないのかと思うが、機構設立前と設立後で、道が編成する予算というのはどのように変化するのか。

答) 今までは道の直営の予算ということで計上していたが、機構設立後は運営費交付金という形で、道から地方独立行政法人に交付する。今年度の予算でいうと、約138億円を交付している。

道の場合、今まで22の機関があったので、関係する部が非常に多いという特徴があった。例えば農業研究本部の運営費については、今までは農政部というところが所管していた。また水産研究本部であれば水産林務部というようにいろいろな部にまたがって予算を計上していた。また、研究経費については科学技術振興課で計上するなど、非常に各部にまたがっていた。それを全部合算して、4月に総合研究機構運営支援室を科学技術振興課内に設け、その総合研究機構運営支援室で、各部にまたがっていた予算を合算して、総合研究機構に一括して交付するという形にした。

問) 今まで実際、予算として捻出していたものを合算して138億円になったわけであるが、この予算額は機構設立前に比べ減っているのかどうか教えて欲しい。

答) 平成22年度については、先ほど申し上げたとおり、いろいろ部にまたがった予算を合算したということで、基本的には前年度予算と同額くらいとなっている。

問) これから、先ほど説明頂いた目的に沿った形で、独立行政法人としてのメリットを追求していくことなると思うが、道議会の関わり、例えば山梨県では病院、大学が独立行政法人化し、独立行政法人で策定した計画を議会がチェックし、提言等をする形になるが、道の場合は独立行政法人の策定した計画について議会がどのようにかかわっていくのか。

また、たいへん大きな総合研究機構で、いままでは農政、水産、林業、環境等、行政が全ての部分にかかわっていたが、今回1つの機構になったということで、今後どのように行政と係わっていくのか、また、機構のやり方をどう行政に反映していくか、その点について教えて欲しい。

答) 議会とのかかわりについては、独立行政法人化する前の今年3月までは、総務部に試験研究機関改革推進室があった関係上、総務部を所管する総務委員会で所管していたが、4月以降は総合政策部で所管することから、総合政策部を所管する総合政策委員会に所管が変わっている。そのなかで、いろいろな部の役割という質問であるが、まさに、その部分については、私どもも手探りでやっている部分であり、基本的には、総合政策部は総合研究機関の運営支援ということで、道総研全体の運営、調整ということを担当している。総合政策部と各部とで情報共有を図るため定例的に連絡会議を開催しており、お互いの情報共有を図っていこうという体制をとっている。

総合政策部で全体を所管するといっても、研究の内容については、例えば農業研究本部であれば、どうしても今までの流れで農政部と施策、試験研究のつながりが強くあり、そういったことも必要かと思うので、単独の研究本部にかかわる施策と研究の連動といったことについては、これまでどおり、基本的には農業研究本部と農政部で調整を図っていく。複数の分野にまたがるものや、全体的な部分については総合研究機構運営支援室で各部との調整をはかっていくこととなる。大まかにいうと、いろいろなケースがあるので、そのような役割分担で手探りをしながら取り組んでいる。

問) 現在、22の試験研究機関で総勢1200名の組織ということであるが、これは先ほどの予算の問題と連動しているが、独立行政法人化する前と同じ規模になっているのか。

答) 人数的には1年前に比べて、60名程度減っている。基本的に研究員というのはほとんど減らしていないが、事務職員については、今までそれぞれの試験場でやっていたが、法人本部ができたので、法人本部で業務の集中化、統一化を行い、できるだけ、試験研究機関の事務部門については効率的な体制をとるということで、60名程度減らすこととなった。

問) たいへん規模の大きな独立行政法人化であり、非常にメリットも大きいし、すばらしいことではないかと思う。さきほどの説明の中で、22の試験研究機関が単一化したとのことであったが、これ以外の4つの施設というのは、例えば、農業研究本部に6つの施設があるが、そのうちのどれかに属しているのか。

答) 実は、独立行政法人化していない研究機関が4つある。原子力環境センター、開拓記念館、アイヌ民族文化研究センター、衛生研究所の4つについては、独立行政法人化の対象から除くということで、道総研の組織からは外れて、これまでどおり道の直営ということになっている。

その理由であるが、原子力環境センターというのは普段原子力発電所のモニタリングとか防災的な要素があるため、一部地域振興対策ということで、農業施策の研究も実施しているが、この施設については、道の方で安全義務を負わなければならないということで、引き続き道の直営施設となった。開拓記念館とアイヌ民族文化研究センターについては、文化系の試験研究機関になるため、独立行政法人化しても他の研究機関とあま

り共通点もないため、引き続き道の直営となった。衛生研究所は、公権力の公使の裏付けとなる、行政のデータに関する業務等を行っているため独立行政法人化にはなじまないということとなった。以上の理由からこの4つの施設については対象外とした。

問) 建築研究本部という機関があるが、具体的にはどういった業務を行っているのか。

答) 北方建築総合研究所は、北海道の場合本州と違い、北方型住宅といい北海道独自の寒冷地に対応した住宅を整備する必要があるとの理由から、そのことに関する研究、それから、寒冷地に対応したまちづくりに関する業務、それから、一部建築基準法に基づく診断といった業務を行っている。

建築総合研究所という試験研究機関を都道府県で持っているのは数が非常に少ない。東京都などいくつかしかない。北海道については、寒冷地という特性があることから、北方建築総合研究所という研究機関を設けている。

問) 第1次産業である農業の試験研究機関を独立行政法人化するにあたり、関係団体である事業連、JAなどと協議は行ってきたのか。

答) 先ほど説明したようにいろいろな経過を経て独立行政法人化したわけであるが、この中には入っていないが、それぞれ関係する団体、農業関係で言えばホクレンとかそういった機関があり、産業分野について言えば北海道経済連合会などいろいろな関係団体がある。そちらに対する説明ということについては、それぞれ所管する部の方でも協議を行っている。それから、平成20年2月に地方独立行政法人制度導入に関する方針を定める前段には、関係団体に対し意見照会を行ったり、その後の中期目標の素案を策定した段階で、パブリックコメントを実施した。このように、関係団体の方にも意見照会をして、いろいろなご意見をうかがっていきながら、理解をしていただいた。

問) 農業の試験研究機関が独立行政法人化した場合、道、市町村、それから関係団体のつながりというのが、うまくいくのかどうか疑問である。独立行政法人の考え方、県の農政部の考え方、関係団体の考え方がそれぞれあるわけだが、政策を進めるうえで、それぞれが単独で動くということはないですね。病院等ではわかるが、農業組織というのは、また違った異質なものがあるので、その辺はうまくいくのか。

答) その点については、独立行政法人化する前は果たしてどういう形になるのか非常に不安だったが、農業は北海道の産業の中でも最も古い産業といってもいいのではないかと思うが、非常に長い年月の中で、例えばどういった研究をするかということで、行政と試験研究機関、それからJA等で、研究を開始する前に、どういった研究をするかということ、システムとしての流れができあがっている。そういった流れについては、従来どおり尊重するというのでやっているのだから、独立行政法人化した4月以降3ヶ月程度しか経っていないが、農業関係の施策の必要性と、それから農業の政策に対応した試験研究というのは、従来どおり密接に研究本部と農政部で連絡をとりながら連携しながら

ら進めているのかなと考えている。

問) 独立行政法人化した後も、研究機関の職員と道の職員の意思疎通はうまくいっているわけですね。例えば、議会があつて問題が出てきたという場合について、議員の皆さんからいろいろなご意見をいただいたり、議員の皆さんは関係団体から、例えば何の病気が発生したといった問題を聞き、議会の場で質問したときにはすぐ答弁できるような体制になっているわけですか。

答) 私どもの方で、関係団体とかJ A、市町村を含めて、毎年どういった研究をやってほしいかというニーズ調査を実施しており、それについては、道総研と道が連携しながら実施するという形になっているので、そのところは十分に連携がとれているのではないかと思います。

それから、議会の方の質問については、先ほど申し上げたが、道総研の全体的な運営については総合政策部が所管になるので、総合政策部で受けることになり、農業の純粋な研究の話、例えば北海道米の研究についてどうかといった質問があった場合には、所管する農政部の方で受けるような体制をとっている。

問) 地方独立行政法人の経緯と背景について説明があり、各研究機関を一つの独立行政法人にした一つの理由として、北海道の厳しい財政の状況に対応するというのがメインにあるとのことだが、各研究所の試験データとかいろいろなものに関係なく、ある程度の予算というものを削減するといった意図もあるのか。

答) 平成22年度については、また立ち上がりの段階で、人数的には60名程度減っているということで、人件費の部分については減っているという計算になるが、研究費、維持管理費については、削減していない。それについては、どこの地方独立行政法人でも設定している効率化係数というものを中期目標の中で設定しており、私どもは効率化係数1%といういことで、設定しているので、これから第一期5年間の中で毎年1%の予算を削減して効率化を図っていく。

問) 地球温暖化等の諸問題に対応していくために、それぞれの研究機関の研究結果について、関係者による意見交換等を実施していくことが重要と考えるが、今後どのような取り組みをされていくのか、今の段階での考え方について教えて欲しい。

答) 全体的な話としては、私ども総合研究機構運営支援室と道総研で定期的に連絡会議を開催し、情報の共有を図る体制をとっている。それから、それぞれの研究本部に係わる内容については、それぞれの研究本部と道の関係各部で連絡会議等を設けることにしている。環境問題であれば環境生活部が所管になるので、環境生活部と環境科学研究センターの連絡会議といったものを設けることとしている。



※ 北海道庁での説明、質疑の様子

(2) 【NPO 法人北海道カラーユニバーサルデザイン機構
(カラーユニバーサルデザインについて)】

主な質疑

問) 先ほど子供の話が出たが、例えば小中学校で子供達が私は色弱であるということを公にしないというのは何か理由があるのか。色弱と言うことで、差別につながるようなことがあってはならないと思うが、実際そのような問題があるのか。

答) 私の時代は間違いなく色弱であることは負のイメージがあった。色弱であることを公にすることは、極端に言うとカミングアウトというか、そのくらいの勇気がいるような世代であった。今はもうこのような活動を行っていることもあり、そんなに抵抗はないが、他人に向かって私は色弱だと手を挙げると、「じゃあお前信号見えないだろう」、「赤と緑分らないであろう」という無理解な言葉が返ってくるので、あんまりいい気持ちはしない。色弱であることを公にしていくことは、もし子供だったらつらいことであると思う。

その点について、色弱の子を持つ親の悩みは多くある。どうやって先生に知ってもらうのか、先生からどのように他の子供達に説明してもらおうのかという課題がまだ残っている。

北海道の場合は地域柄、差別等が少ない地域なので比較的楽であるが、差別等が強くある地域では、色弱であることを申し出たら結婚できないという問題が発生する可能性もある。その辺も含めて、配慮しながら話をしていく必要がある。

問) 男性の場合20人に1人という非常に高い割合で色弱の方がいるとのことであるが、私たち山梨県議会、地域の市議会を見ても、そういった話が問題として挙がってこないわけだが、これはどういうことか。

答) 自分から言うと、良いことがあまりないからではないのか。

問) それは、色弱の問題について語る組織や団体がないからだと思う。カラーユニバーサルデザイン機構は東京では1年前から活動していた。その一年後北海道カラーユニバーサルデザイン機構を設立したが、設立前までは北海道では色弱の「し」の字も語る人間はほとんどいなかった。

あえてそこに我々は、組織を立ち上げ、色弱というものを広めてきた。徐々にではあるが、広まってきている。

最初20人に1人が色弱であると聞いたとき、「本当かな、誰が証明できるんだ」と思った。しかし、実際に活動を始めたら、20人に1人以上いるのではないかと感じた。

答) ただ、そういった行政施策について、北海道ではやっているかもしれないが、山梨県では見えてこない感じがして、ちょっと考えさせられた。

20人に1人の割合で色弱の方がいるのであれば、常識的にそれに対応した行政施策をとっていく必要があるのではないか。

色弱だけではなく、例えば発達障害というものがあるが、調査によると子供達のうち6%くらいいるといわれている。発達障害は病気でもなく、遺伝的な特性なので、色弱と同じである。昔は弱者とか障害者と言われていた人を、特性を持った人という認識でとらえることがみんなができるようになればよいが、それがいじめの対象になったり、障害者ということで押さえ込まれる対象となったりするのが下地にあったとしたら、慎重に調整していかなければならない。

問) 基本的には、誰がどうではなく、その子供がどうではなく、色弱という問題があるという、大きな土台の中でこの問題をクリアしていけば、もう少しうまくいくのではないかと思う。

答) われわれとしては、そのようなことよりも、ひたすら正しい知識、情報をお伝えするという観点で活動しているので、どうしよう、こうしようという主張はしていない。ひたすら、「色弱は20人に1人いますよ」「こういうところが見分けにくい人がこれだけいるですよ」という事実をお伝えしている。それが広がっていないので、ベースができていないので、インフラが整備できていない状況で、そのまま走らせてもつらいので、まず、インフラを整備して、基礎的な知識のレベルを上げることが必要と考えている。

問) カラーユニバーサルデザイン機構の全国的なネットワークはどうなっているのか。

答) 今のところ、北海道と東京都だけである。山梨県でもどなたかやると手を挙げていただければ、問題なく活動できる。山梨県では我々のように声を上げる人が少ないのではないかと思っている。

問) 機構の運営はどのように行われているのか。

答) 基本的には「100人マスター」という会員さんからの会費、これは我々の事業収入の中で1割から2割を占めている。そのほかの主な事業活動資金は認証活動による収入である。この認証料は1物件最低8万円であるが、現在減額制度ができて6万円というところもある。認証作業に人数、時間を多く費やす場合については20万~30万円かかるものもある。また、コンサルティング、セミナーといった活動しながら、カラーユニバーサルデザインを普及、啓発させるための資金としている。そのほか、イベントの開催、ガイドブック等を作成している。

もちろん、イベントの際には助成金なども申請している。

しかし、その活動はボランティア要素が強く、我々の労力がすべてお金になるということはない。

問) 道や市からの支援はないのか。

答) 北海道の福祉課には非常に理解していただっており、いろいろな情報提供をしていただいている。札幌市からの支援もある。

答) 北海道カラーユニバーサルデザイン機構の場合、理事長がいなければ成り立たない。理事長がすごく一生懸命やってくれている。

答) 私は印刷会社とデザイン会社を経営しているが、NPOを運営して何のメリットがあるのかと、よく訪ねられる。メリットは全くない。中途半端な思いでは我々の活動はできない。やっぱり、ある意味命をかけるくらいの気持ちを持たないと活動できない。もちろん持ち出しはある。みんな手弁当で活動している。だから我々の活動ができていると思っている。

問) 我々も、よく小中学校に行くことがあるが、そういった話は一切聞いたことがない。なぜだろうかと思ってしまう。

問) それは優先順位が低いからだと思う。学校は、いじめ問題等逼迫した課題多く抱えている。

問) 以前は、色弱だと工業高校へは進学できないとか、警察官になれないということがあったが、現在でもそういったことはあるのか。

答) 少しずつ壁は低くなっているが、例えば、警察官は地域によって異なっている。北海道警察の場合、必ず交番勤務を経験しなければならない。その際、例えば暗いところで犯罪者を目撃したときに、犯罪者の服装の色や特徴のある色の所有物を持っていた場合、色の判断がつかない色弱者では問題がある。また、消防の場合は、火災の際、煙の微妙な色でこれは可燃性とか爆発性といった判断をしなければならない。

また、自衛隊、パイロット、電車の運転手等、色弱者では問題があるとされるいろいろな職業がある。やっぱり、職業というのはプロとしての責任というものがあるので、向き不向きというものがあって当たり前である。

例えば、客の荷物をとらなければいけないため、背の低い人が飛行機の客室乗務員になれないといったことと同じだと考えている。ただし、偏見があると困る。偏見ということで、1年くらい前に聞かれてむかつとしたことがあるが、外の木を見て、「あの緑はどのように見えるの」と聞かれたことがある。緑がどのように見えているのかは、お互いには分からないことである。自分が色弱でないからといってそのようなことを聞くのは、上から視線でものをいっているのと同じである。そういうことが無意識のうちに言われるといったことが、この問題の難しいところである。

問) 難しいのは、誰か色弱なのか分からないため、例えば、一緒に海に遊びに行き、夕日を見た際、「すごくきれいな夕日だね」などと言ったときに、色弱の人はどう考える

のか。

答) 色弱の人は紅葉が苦手で、赤く鮮やかには見えない。また、ソメイヨシノの薄いピンクなどは、白っぽく見えてしまう。色弱ということがみんなに理解されているのであれば、「あれ白っぽく見えるかもしれないけど、本当はすごくきれいなピンクなんだよ。僕らにとってはすごくきれに見えるんだよ」という話があって、差別のない会話ができるかもしれない。そこまでいくには、知識が必要であるし、お互いどちらが上でも下でもないといった関係ができてからでないと、話がしづらいと思う。

問) 男性の20人に1人とのことであるが、また保因者の女性から産まれてくる子供が色弱である確率はどの位か。

答) 男の子の場合50%である。
男の子が2人生まれたら、どちらかが色弱になる。

問) 色弱を判定する「石原式色覚検査」というのは、現在も行われているのか。
また、この方式は正確な判定ができるのか。

答) 「石原式色覚検査」というのは、色弱の人を発見するうえで非常に優秀な検査である。

問) 色弱は年齢とともにその症状が進行していくことはあるのか。

答) 進行することはない。

問) この配付された、認証済みのチョークについて説明して欲しい。

答) このチョークはふつうのものと値段は同じである。
日本理化学工業という会社で製造していただいている。このチョークの色は、色弱の人にとって見分けやすい。色弱でない人にもまあまあ見分けやすい。
ただし、赤色についてはオレンジ色に近いので、この色を赤と説明するのか、オレンジと説明するのかは先生の考えによる。

問) カラーユニバーサルデザイン機構は東京都と北海道だけとのことだが、このチョークは全国レベルで普及しつつあるのか。

先ほど説明があったように、色弱を子供達が受け入れられるのか、受け入れられないのか分からないままに、過ごしたというご自身の体験談がありましたが、このチョークを学校で使用し、先生が体験することで、色弱の知識が広がっていくのではないかと。

答) 私の考えでは、このチョークを山梨県の学校全校で採用しようといったことを、トップダウンで判断して頂くことが理想的だと思う。

問) このチョークを使用することで、やっと思えるようになったとか、みやすくなったとか声があがってくるのではないか。

答) このチョークを使うと、子供達も安心して字が読めるようになる。

問) 学校では通常白いチョークを多く使うのではないか。

答) 小学校の授業ではかなり多く色のチョークを使用している。

問) 値段が同じであれば、多くの学校で採用できるのではないか。

答) このチョークは、微妙に色を調整しているため、他のメーカーが製造したチョークと一緒に使用することはできない。あくまでもこのカラーユニバーサルデザイン仕様のチョークをセットで使用しなければならない。

問) このチョークに切り替えると、カラーユニバーサルデザインに対応したチョークだよということ、先生達も毎日意識することとなる。

答) 北海道では何回もテレビ等で広報していただいて、相当普及しました。

ただし、札幌市教育委員会に説明に言った際、市の担当者もこのチョークはすばらしいとの評価をいただき、札幌市内の全学校に配付しようということになったが、配付寸前に待たがかかってしまった。その理由は、チョークを製造するメーカーが1つしかないため、1社のみが製造するものを採用する訳にはいかないとのことであった。

札幌市教育委員会としては、そのような理由から公に推奨することはできないが、すごく良いチョークなので、是非北海道カラーユニバーサルデザイン機構で推進して欲しいとのことであった。

製造するメーカーが1社しかないということがネックになっている。

多くのメーカーでこのチョークを製造していれば、もっと広く紹介できる。

現在は、1つ1つの学校を訪問してしくしかないのかと思っている。

問) 認証マークについては、カラーユニバーサルデザイン機構が適格と判断した場合認証し、その価格が最低8万円とのことであるが、これは、北海道も東京も同じ基準で行っているのか。

答) 同じ基準で行っている。お互いに東京、北海道に行き来して認証の作業を行っている。この認証で得た資金が、機構の主な活動資金になっている。



※ NPO 法人北海道カラーユニバーサルデザイン機構での説明、質疑の様子

(3) 【地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 建築研究本部 北方建築総合研究所
(ユニバーサルデザイン、安全・安心なまちづくりについて)】

主な質疑

問) 初めにユニバーサルデザインの公共施設、公共住宅あるいは民間住宅の安心精度基準と言うところで二点伺う。一つ目は環境との共生ということであるが、私ども山梨県は日照時間が年間を通して多いため、太陽光発電に非常に力をいれている。事前に拝見した資料に若干出ていたが、エコというか、環境との共生をどのように進めているのか教えていただきたい。

それともう一つ、地域らしさというところで、これは、道産材、道産木材の活用ということだと思うが、私どもの地元も県の八割近くが森林であるため、その活用法に非常に力をいれている。また国の方でも、利用促進を定めるなど、力を入れている。私ども山梨県庁も庁舎の建て替えで、県産材の利用促進を図っていくことになると思うが、道庁として、あるいは北方建築総合研究所として、どのように道産材の利用促進のように進めていくのか、あるいは進めているのか、今まで補助制度というものがあつたのか、あるいは、これからどのように考えていくのかということをお教えいただきたいと思ひます。

もう一つ最後に、先ほど大変丁寧に安全マップについて説明していただいたが、この安全マップは、すごい需要があり、注文がいっぱいくるのではないかと思つた。この安全マップを使ったまちづくりを推進するためには、市町村が間に入ったり、あるいは、学校地区単位の住民が間に入って取り組んでいく必要があると思うが、今後どのようにその普及に取り組んでいくのかお聞かせいただきたい。

答) 初めに、環境との共生についてであるが、北方型住宅の基準には、必ず守って下さいという必須基準と、一応努力して下さいという推奨基準の2段階がある。高齢化対応については、ほとんどが必須基準となっている。また、環境との共生については、住宅の省エネルギーの面でいうと、建物の断熱性能の規定をしている。これは、国の省エネルギー基準と言われるものに準ずるもので、国でいうと、次世代省エネルギー基準、平成11年度基準というものに相当する、断熱性能を求めており、これは義務基準として求めている。さらに、建物の気密性能についても求めており、具体的には、隙間相当面積が2平方センチメートル以下になるように義務基準が設けられている。実は今年度、北方型住宅の基準に改正があり、特に省エネルギー性能の高い北方型住宅については、「北方型エコ」という名称で基準を設けている。それについては先ほど話した省エネルギー基準の一段階高いものと気密性能の一段階高いもの、それから、住宅で使われるエネルギーの計算をしたものを、計算書として出して下さいという基準で設けている。「北方住宅エコ」は今年度からやり始めたが、実は、2年前から国の方で、モデル事業として長期優良住宅推進事業、先導的モデル事業があり、この事業に北方型住宅も応募している。北方型住宅の登録件数は平成21年度400件余りあつたが、そのうちの200件

ぐらひはそのモデル事業で応募しているものである。そのような形で環境との共生の推進に特に力をいれてやっている。

それから、地域らしさを發揮するため、ご指摘の通り道産材を使いましょうとか、地域の資材を使いましょうという項目があるが、これは必須基準ではなくて、推奨基準の扱いになっている。他にもかなり森林支援がある。できるだけ木材を使いましょうというような事で進めている。

また、道産材利用促進に関する道の施策について、我々の研究所を所管するのは道の建設部になっているが、木材の利用でいうと、水産林務部になる。そこでは、いろいろと道内の木材資源の活用ということをしており、道産木材ということで「北の木の家」という認証制度などを設けて実施している。それから、先ほどちょっと話したが、北方型住宅の選抜モデル事業が、今年度もあり、道産木材の利用についてモデル事業として義務づけて北方型住宅のモデル展開をしている。そのモデル事業は国の補助が200万円ある。国の方で今年度公共的な建築物に木材を使うという法律ができているということで、今後活用していこうとしている。道営住宅のほとんどは、鉄筋コンクリートの大きな集合住宅であるが、地方の小さな土地に建てる場合は、木造住宅も考えられるだろうと言うことで、木造公営住宅の推進を始めるところである。去年、モデルプランをつくって、今年度から実際に計画を始めようかという動きがある。

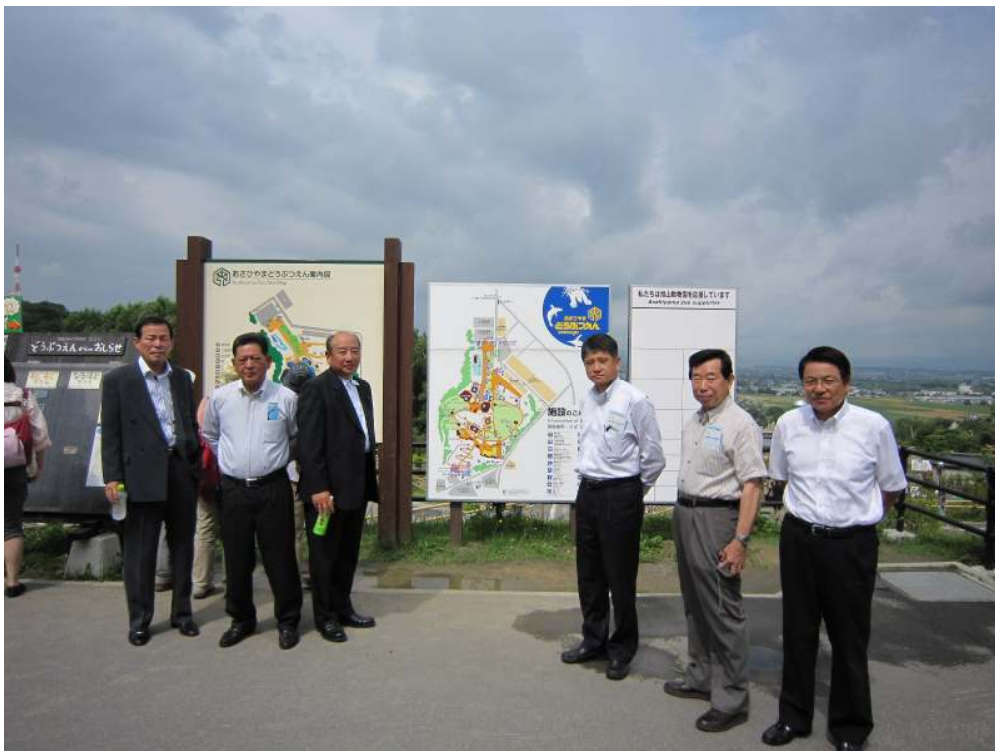
答) 安全マップを使った、まちづくりと言うことで、その普及をどう図っていくのか、それに対して我々はどういう対応をしているのかという質問だと思うが 私どもが単独で普及させているということではなく、北海道警察本部、それから、安全・安心なまちづくり条例を策定し、主管している北海道庁の環境生活部、それから北海道教育委員会の3つと我々が連携して、モデル地区を毎年3カ所選んで、その地区で重点的に安全・安心なまちづくりの取り組みを行い、その活動の普及を図っているという状況である。それともう1つは道の方で住生活基本計画という住宅の基本的な計画をつくっているが、その中でも、安全・安心なまちづくりということが位置づけられており、我々の作成したこのマップを、安全・安心なまちづくりの普及のために使用するという事で、100万円くらいの普及費が私どもの研究所にもついている。その予算を用いて、全道各地に出向きいろいろな指導、支援行っているという状況にある。これまでにだいたい道内で24、5箇所支援している。この支援を進めていくうえで、PTAの方が手を挙げていただくケースが多いわけだが、PTAの方だけではとても対応が難しく、その地域の住民と一緒に連携がとれるような状況でないと、なかなか前に進めないないということで、支援にかかわった所が全部うまくいっているかというところでもない。マップを作るのは簡単であるが、本当に連携がうまくいかないと、有効な対策、活動につながっていかない。その点が今後課題だと思っている。



※地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所で説明、質疑を行なった後、施設内を視察した。

平成22年7月28日（水） 旭山動物園

○カラーユニバーサルデザインについて



北海道カラーユニバーサルデザイン機構から認証を受けた、旭山動物園の状況を視察した。